

静岡県内の診療所のみなさまへ

静岡県
健康福祉部

「医療措置協定」に係るご協力をお願い

医療措置協定とは？

感染症法（令和6年4月施行）が改正され、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症への対応を強化するため、医療機関と県とがその機能・役割に応じた「協定」を締結することになりました。

協定の締結で対応する時期は、新興感染症の発生等の公表から6か月程度までに対応いただくことを想定しています。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、計画的に新興感染症の発生及びまん延に備えるための協定です。できるだけ多くの診療所のご協力をお願いします。

医療措置協定の内容（診療所）

以下の項目のうちご協力いただける項目について、協定締結のご検討をお願いします。

●発熱外来の実施

院内の感染対策を行い、発熱患者等の診療を行う

●自宅療養者等への医療の提供・健康観察

自宅療養者等に対して、電話・オンライン、往診等により、診療や健康観察を行う

●医療人材派遣

医療人材（医師、看護師等）を、他の医療機関等へ派遣する

●個人防護具の備蓄（協定書への記載は任意）

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について、2か月以上の備蓄を推奨



協定の内容や締結方法等の詳細は、

静岡県 医療措置協定 診療所



静岡県の医療措置協定ホームページ(診療所)をご確認ください



ホーム > 健康・福祉 > 疾病対策・感染症 > 感染症対策 > 感染症対策全般 > 医療措置協定等 > 医療措置協定 診療所関係

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056565.html>

手順とスケジュール



静岡県

各診療所

①協定締結に係る協議を依頼

令和6年3月に協議を依頼した診療所
①R5.9の意向調査で「締結可能」と回答又は
②現在「外来感染対策向上加算」の対象

左記に該当せず、県から協議の依頼を受けていない診療所も、協定締結は可能です。協定締結の意向が有る場合は、回答様式の提出をお願いします。

②回答様式（確認書・協定書）の作成・提出

③協定書（案）の作成・送付

③は、回答受領後、概ね2か月を目途に送付

④協定書（案）の確認・合意

⑤協定書・指定書の作成・送付

⑤は、回答受領後、概ね3か月を目途に送付

⑥協定書・指定書の受理（協定締結）

⑦協定の公表（県ホームページ）

※公表内容は、現在検討中です

⑤の『指定書』について…「協定指定医療機関」の指定
・協定を締結する診療所を、
県が「第二種協定指定医療機関」として指定します。
・協定書とともに、指定書を送付します。

医療措置協定等についてのQ & A



R5.9の意向調査で「締結は不可」と回答しても、協定の締結は可能ですか？

協定の締結は可能です。意向調査で「締結は不可」と回答又は未回答の場合でも、協定締結の意向が有る場合は、回答様式（確認書・協定書）の提出をお願いします。

協定の締結は義務ですか？

協定の締結は義務ではありません。ただし、県から協議の依頼を受けた場合は、協議に応じていただく必要があるため、回答様式の提出をお願いします。※協議の依頼：上記「手順とスケジュール」①

「外来感染対策向上加算」の算定のために、協定は必要ですか？

診療報酬改定により、令和6年6月から外来感染対策向上加算の要件に「第二種協定指定医療機関」の指定が加わります。指定を受けるためには、医療措置協定の締結が必要です。

令和6年4月1日以降に新たに当該加算の届出を行う診療所においては、協議の手続の前倒しなど適宜対応しますので、個別にご相談ください。

※令和6年3月31日時点で当該加算届出済みの診療所は、令和6年12月31日まで要件を満たすものとみなされます。



お問い合わせ先

●メール : kansen-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp
●電話番号 : 054-221-2727

静岡県 健康福祉部 「新型コロナ対策推進課」

※令和6年4月1日から「感染症危機対策室」に変わります（メール/電話番号は変更無し）